

こんなことを聞いたことはないでしょうか？「**相続が3代続くと家がつぶれる**」と・・・
本当でしょうか？人によっては日本の相続税が高いからだという人もいます。

確かに相続税って高いイメージはあります。でも、相続税の有無にかかわらず、実は**今の日本の相続に関する法律が、構造的に3代続くと家がつぶれるようにできている**と思います。今回は簡単な数字を使って考えてみます。

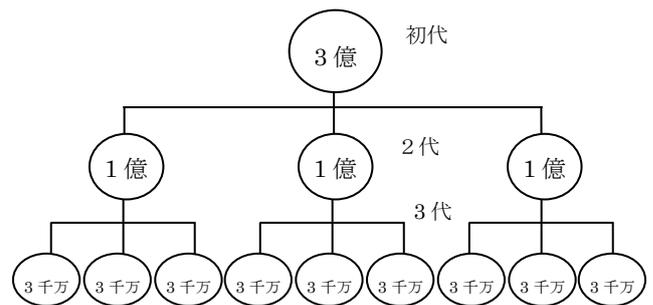
わかりやすくするために、前提として①配偶者はいない（相続しない）ものとする②各世代の子供は各家庭で3人とする③相続税は考慮しない④各人は相続した財産を減らしもしないし増やしもしない⑤各人は均等に相続する、こととします。

ここでは仮に初代の方が3億円財産を持っていたとしましょう。すごい資産家ではないですが、前記③の前提がなければもちろん相続税がかかる程度の資産家です。

さて、初代が死亡して2代目が相続する場合、前記②の前提により相続人は3人となり、各自は均等に相続するので「3億円÷3人＝1億円」が、各人の相続財産になります。

そして、2代目が死亡して3代目が相続する場合は前記④の前提により相続財産は増えも減りもしないので、「1億円÷3人＝3千3百万円」が、各人の相続財産になります。

そうです！相続税がなくても、放蕩息子が財産を減らさなくても（増やしてもいませんが）、**相続が3代続くと、初代の時点では3億円あった財産はなんと3千万ちょっとまで減ってしまう**のです！！ほぼ10分の1ですね。これぐらいなら、首都圏で家1軒持っている程度の財産です。



現在の民法は、子供は均等に相続権（非嫡出子がいる場合には異なることがあります）を有しますので、3億円の資産家でも相続が3代続くと、**相続税がなくても各相続人の財産は家一軒程度まで減ってしまう**のです。もしも相続する財産が不動産しかなかったら、売却するなどして分けることになり、元の家はなくなってしまいます。

実は昔の日本は「家」を大事にする風習が強かったのでこのようなことは起きませんでした。「家督相続」という考え方があったからです。これは子供のうち家督を継ぐ者（多くの場合は長男）が、その家の財産をほぼ全部相続するという考え方なので、何代相続しても相続によっては「家」の財産が減らないのです。

どちらの制度が優れているというわけではないですが、家督相続によると資産家は資産家のままということが起きやすいのです。現在の相続の制度では資産家も何代か経ると資産家でなくなってしまう可能性が高いということは間違いないでしょう。ちなみに日本で相続税を納める人の割合は100人お亡くなりになってわずか4～5人程度という割合です。意外と少ないことに驚かれる人もいらっしゃると思います

3代相続すると家がつぶれるという話の本質は、このようなところに隠されていて、相続税が高いからだという話が後付されたのではないのでしょうか？